

法令等に基づく閲覧等の制度（請求権者限定）

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求権者	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
						閲 覧	縦 覧	写 し		
1	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第2条	滞納処分による差押えに関する書類	差押調書その他その動産についての権利関係の確認又は評価の資料	執行官	滞納処分による差押期間中	○		○	各県税務所 (謄本の交付 400円/通)	総務部税務課 収税管理室 043-223-2127
2	住民基本台帳法第30条の32第1項、同法第30条の44の12	自己に係る本人確認情報等	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号及び住民票コード	本人又は法定代理人	限定なし	○		○	総務部市町村課	総務部市町村課 行政班 043-223-2140
3	行政不服審査法第38条第1項 ※地方自治法に基づく審査請求、審査の申立て、審決の申請	①第29条第4項各号に掲げる書面 ②第32条第1項又は第2項の規定により提出された書類その他の物件 ③第33条の規定により提出された書類その他の物件	①行政手続法第24条第1項の聴聞調書及び同条第3項の報告書並びに同法第29条第1項に規定する弁明書 ②第32条第1項又は第2項の規定により審査請求人若しくは参加人が提出した証拠書類等又は処分庁等が提出した書類その他の物件 ③第33条の物件の提出要求に応じて提出された書類その他の物件	審査請求人又は参加人	請求できる資料が提出されてから審理手続が終了するまでの間	○		○	自治紛争処理委員の指定する場所 (写しの交付 白黒10円/1枚、カラー20円/1枚)	総務部市町村課 行政班 043-223-2140
4	自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令第39条	自治紛争処理委員に対し、他の当事者等から提出された書類その他の物件	地方自治法第250条の16第1項第2号に規定する書類その他の物件	当事者及び参加行政機関	限定なし	○			自治紛争処理委員の指定する場所	総務部市町村課 行政班 043-223-2140
5	行政手続法第18条第1項	調書、資料	不利益処分に係る調書、資料	当事者、参加人	聴聞の通知があった時から聴聞終了時まで	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	不利益処分を行う各機関
6	行政手続法第24条第4項	調書、報告書	聴聞の経過を記載した調書と当事者等の主張に対する意見を記載した報告書	当事者、参加人	限定なし	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	不利益処分を行う各機関
7	千葉県行政手続条例第18条第1項	調書、資料	不利益処分に係る調書、資料	当事者、参加人	聴聞の通知があった時から聴聞終了時まで	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	不利益処分を行う各機関
8	千葉県行政手続条例第24条第4項	調書、報告書	聴聞の経過を記載した調書と当事者等の主張に対する意見を記載した報告書	当事者、参加人	限定なし	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	不利益処分を行う各機関
9	千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第6条第1項	調書、資料	不利益処分に係る調書、資料	当事者、参加人	聴聞の通知があった時から聴聞終了時まで	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	不利益処分を行う各機関
10	千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第14条第1項	調書、報告書	聴聞の経過を記載した調書と当事者等の主張に対する意見を記載した報告書	当事者、参加人	限定なし	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	不利益処分を行う各機関
11	行政不服審査法第38条第1項	①第29条第4項各号に掲げる書面 ②第32条第1項又は第2項の規定により提出された書類その他の物件 ③第33条の規定により提出された書類その他の物件	①行政手続法第24条第1項の聴聞調書及び同条第3項の報告書並びに同法第29条第1項に規定する弁明書 ②第32条第1項又は第2項の規定により審査請求人若しくは参加人が提出した証拠書類等又は処分庁等が提出した書類その他の物件 ③第33条の物件の提出要求に応じて提出された書類その他の物件	審査請求人若しくは再審査請求人又は参加人	請求できる資料が提出されてから審理手続が終了するまでの間	○		○	審理員の指定する場所 (写しの交付 白黒10円/1枚、カラー20円/1枚)	総務部審査情報課 行政不服審理室 043-223-2193
12	行政不服審査法第78条第1項	行政不服審査会に提出された主張書面又は資料	①第74条の規定により審査関係人に提出を求めた主張書面又は資料 ②第76条の規定により審査関係人から提出された主張書面又は資料 ③諮問時に審査庁から提出される諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）	審査関係人（審査請求人、参加人又は審査庁）	請求できる資料が提出されてから答申が行われるまでの間	○		○	行政不服審査会の指定する場所 (写しの交付 白黒10円/1枚、カラー20円/1枚)	総務部審査情報課 行政不服審査会班 043-223-2159
13	行政不服審査法第38条第1項 ※千葉県情報公開条例に基づく処分に対する審査請求	①第29条第4項各号に掲げる書面 ②第32条第1項又は第2項の規定により提出された書類その他の物件 ③第33条の規定により提出された書類その他の物件	①行政手続法第24条第1項の聴聞調書及び同条第3項の報告書並びに同法第29条第1項に規定する弁明書 ②第32条第1項又は第2項の規定により審査請求人若しくは参加人が提出した証拠書類等又は処分庁等が提出した書類その他の物件 ③第33条の物件の提出要求に応じて提出された書類その他の物件	審査請求人又は参加人	請求できる資料が提出されてから審理手続が終了するまでの間	○		○	審査庁の指定する場所 (写しの交付 白黒10円/1枚、カラー20円/1枚)	総務部審査情報課 情報公開班 043-223-4630

法令等に基づく閲覧等の制度（請求権者限定）

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求権者	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
						閲 覧	縦 覧	写 し		
14	千葉県情報公開条例第23条第6項	情報公開審査会に提出された意見書又は資料	審査請求人、参加人、諮問実施機関が提出した意見書又は資料	審査請求人、参加人又は諮問実施機関	請求できる資料が提出されてから答申が行われるまでの間	○			情報公開審査会の指定する場所	総務部審査情報課 情報公開班 043-223-4630
15	行政不服審査法第38条第1項 ※個人情報の保護に関する法律に基づく処分に対する審査請求	①第29条第4項各号に掲げる書面 ②第32条第1項又は第2項の規定により提出された書類その他の物件 ③第33条の規定により提出された書類その他の物件	①行政手続法第24条第1項の聴聞調書及び同条第3項の報告書並びに同法第29条第1項に規定する弁明書 ②第32条第1項又は第2項の規定により審査請求人若しくは参加人が提出した証拠書類等又は処分庁等が提出した書類その他の物件 ③第33条の物件の提出要求に応じて提出された書類その他の物件	審査請求人又は参加人	請求できる資料が提出されてから審理手続が終了するまでの間	○		○	審査庁の指定する場所 (写しの交付 白黒10円/1枚、カラー20円/1枚)	総務部 審査情報課 個人情報保護班 043-223-4628
16	行政不服審査法第78条第1項※個人情報の保護に関する法律に基づく処分に対する審査請求	個人情報保護審議会に提出された主張書面又は資料	①第74条の規定により審査関係人に提出を求めた主張書面又は資料 ②第76条の規定により審査関係人から提出された主張書面又は資料 ③諮問時に審査庁から提出される諮問書の添付書類	審査関係人(審査請求人、参加人又は審査庁)	請求できる資料が提出されてから答申が行われるまでの間	○		○	個人情報保護審議会の指定する場所(写しの交付白黒10円/1枚、カラー20円/1枚)	総務部 審査情報課 個人情報保護班 043-223-4628
17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18	指定区域台帳	指定区域に指定された年月日、指定区域の所在地、指定区域の概況、埋立地の区分、土地の形質変更の実施状況	正当な理由がないと拒めない	限定なし	○			環境生活部廃棄物指導課	環境生活部廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 043-223-2697
18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12	埋立終了届のあった最終処分場の台帳	設置者の氏名等、廃止までの管理予定者、許可等年月日、設置場所、埋め立てた廃棄物の種類等を記載した帳簿及び埋立終了時の構造を明らかにする図面	関係人(権利関係を有する者等)	限定なし	○			環境生活部廃棄物指導課	環境生活部廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 043-223-2697
19	地すべり等防止法第26条第2項	地すべり防止区域台帳	指定年月日、防止区域、防止区域の面積、区域の概要、施設の管理者名	正当な理由がないと拒めない	限定なし	○			所轄の農業事務所 (主に農地の区域) 所轄の林業事務所 (主に林地の区域) 所轄の土木事務所 (主に農地及び林地以外の区域)	農林水産部耕地課 農地防災班 043-223-2893 農林水産部森林課 治山・保安林班 043-223-2962 県土整備部河川環境課 土砂災害対策室 043-223-3443
20	森林法第39条の2、第46条の2 同法施行規則第74条	保安林台帳、保安施設地区台帳	指定年月日、告示番号、所在場所、面積、指定目的、指定施業要件、概況、境界線	正当な理由がないと拒めない	限定なし	○			所轄の林業事務所	農林水産部森林課 治山・保安林班 043-223-2962
21	漁港及び漁場の整備等に関する法律第36条の2 同法施行規則第18条	漁港台帳	漁港の名称、種類、所在地及び区域、漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力、所有者及び管理者、建設又は取得の年月日、価格、その他漁港の維持管理上必要な事項、図面	関係者	限定なし	○			農林水産部水産局漁港課 所管の漁港事務所	農林水産部水産局漁港課 漁港管理班 043-223-3020
22	漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第6項 同法施行令第21条、第22条第2項 同法施行規則第32条	保管した工作物等一覧簿	①保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 ②保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 ③当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所	関係者	限定なし	○			農林水産部水産局漁港課 所管の漁港事務所	農林水産部水産局漁港課 漁港管理班 043-223-3020
23	道路法第44条の2第3項 同法施行令第19条の6第2項 同法施行規則第4条の6	保管違法放置物件一覧簿	保管した放置物件の名称・数量等	関係者	限定なし	○			各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136

法令等に基づく閲覧等の制度（請求権者限定）

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求権者	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
						閲 覧	縦 覧	写 し		
24	道路法第67条の2第4項 同法施行令第30条の3第2項 同法施行規則第5条の2	保管車両一覧簿	保管した放置車両の車名・放置場所・保管年月日等	関係者	限定なし	○			各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
25	河川法第12条第4項 同法施行令第5条、第6条	河川現況台帳水利台帳	河川の区間・延長、指定年月日、河川区域の境界、 主要な河川管理施設、水利使用許可を受けた者の 氏名・住所、水利使用目的、許可水量・期間	正当な理由が ないと拒めない	限定なし	○			所管の土木事務所	県土整備部河川環境課 河川海岸管理室 043-223-3132
26	海岸法第24条第2項	海岸保全区域台帳	指定年月日、海岸保全区域、海岸線の延長、海岸保 全区域の面積、区域の概要、施設の管理者名	正当な理由が ないと拒めない	限定なし	○			所轄の土木事務所	県土整備部河川環境課 河川海岸管理室 043-223-3132
27	公有水面埋立法第22条第3項	竣功認可図書	埋立権者氏名及び住所、埋立区域及び施工区域、埋 立地の用途、添付図書の写し	関係人	告示の日から 10年を経過 する日まで	○			関係市町村	県土整備部河川環境課 河川海岸管理室 043-223-3132
28	海岸法第37条の8	一般公共海岸区域台帳	一般公共海岸区域、海岸線の延長、一般公共海岸区 域の面積、一般公共海岸の区域の状況	正当な理由がない と拒めない	限定なし	○			所管の土木事務所	県土整備部河川環境課 河川海岸管理室 043-223-3132
29	土地区画整理法第84条第2項	規準、規約、定款又は 施行規程並びに事業計 画又は事業基本方針及 び換地計画に関する図 書その他政令で定める 簿書	土地区画整理施行に関する各種計画・方針等	利害関係者	限定なし	○		○	県土整備部都市整備局市街地整備 課 (写しの交付 10円/枚)	県土整備部都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541
30	建築基準法第93条の2 (建築基準法施行規則 第11条の3)	①建築計画概要書 ②築造計画概要書 ③定期調査報告概要書 ④定期検査報告概要書 ⑤処分等概要書 ⑥全体計画概要書 ⑦指定道路図 ⑧指定道路調査書 ※ただし、特定行政庁及 び限定特定行政庁の業 務に係るものを除く。	①建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事 項 ②築造主等の概要、工作物及びその敷地に関する事 項 ③建築物の定期調査の概要 ④建築設備及び工作物の定期検査の概要 ⑤建築基準法令による処分の状況 ⑥全体計画認定の概要 ⑦指定道路の種類、位置等 ⑧指定道路の延長、幅員、位置図等	法の閲覧制度の 立法趣旨に基づ き、「営利目的 の請求は不可」とし て限定	①②③④⑤⑥: 建築物等が滅失 し又は除去される まで ⑦⑧: 当該資料を作成 し閲覧を開始した ときから	○		○	①②⑤⑥: 県土整備部都市整備局建 築指導課 (建築指導課所属の建築主事の確認 に係るもの) (①②⑤のうち土木事務所所属の建 築主事の確認に係るものは土木事 務所) ③④⑦⑧: 県土整備部都市整備局 建築指導課 (建築物、建築設備又は道路が野田 市又は鎌ヶ谷市の区域に存する場 合) (その他の区域に存する場合にあつ ては当該区域を所管する土木事務 所であって建築主事が置かれるも の) (④のうち昇降機及び遊戯施設に係 るものは、県土整備部都市整備局建 築指導課) (写しの交付 10円/枚)	①②⑤⑥: 県土整備部都市整備局建築指導課 建築審査班 043-223-3188 ※①②⑤のうち土木事務所所属の建築主 事の確認に係るもの 土木事務所 ③④: 県土整備部都市整備局建築指導課 建築指導室(建築物又は建築設備が野田 市又は鎌ヶ谷市の区域に存する場合) 043-223-3183 土木事務所(その他の区域に存する場合 にあつては当該区域を所管する土木事務 所であって建築主事が置かれるもの) 県土整備部都市整備局建築指導課 構造設備審査班(④のうち昇降機及び遊戯 施設に係るもの) 043-223-3061 ⑦⑧: 県土整備部都市整備局建築指導課 建築審査班(道路が野田市又は鎌ヶ谷市 の区域に存する場合) 043-223-3188 土木事務所(その他の区域に存する場合 にあつては当該区域を所管する土木事務 所であって建築主事が置かれるもの)
31	千葉県教育委員会が行う聴聞 及び弁明の機会の付与に関する規則第 6条第1項	調書、資料	不利益処分に係る調書、資料	当事者、参加人	聴聞の通知が あった時から 聴聞終結時まで	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	教育庁企画管理部教育総務課 文書・情報室 043-223-4005
32	千葉県教育委員会が行う聴聞 及び弁明の機会の付与に関する規則第 14条第1項	調書、報告書	聴聞の経過を記載した調書と当事者等の主張に対す る意見を記載した報告書	当事者、参加人	限定なし	○		○	行政庁の指定する場所 (写しの交付 10円/枚)	教育庁企画管理部教育総務課 文書・情報室 043-223-4005
33	労働委員会規則第41条の2 第11項、第41条の7第9項	調査調書、審問調書	審問又は調査の要領	当事者、関係人	限定なし	○			労働委員会事務局	労働委員会事務局 審査調整課 043-223-3736

法令等に基づく閲覧等の制度（請求権者限定）

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求権者	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
						閲覧	縦覧	写し		
34	行政不服審査法第38条第1項	①第29条第4項各号に掲げる書面 ②第32条第1項又は第2項の規定により提出された書類その他の物件 ③第33条の規定により提出された書類その他の物件	①行政手続法第24条第1項の聴聞調書及び同条第3項の報告書並びに同法第29条第1項に規定する弁明書 ②第32条第1項又は第2項の規定により審査請求人若しくは参加人が提出した証拠書類等又は処分庁等が提出した書類その他の物件 ③第33条の物件の提出要求に応じて提出された書類その他の物件	審査請求人又は参加人	請求できる資料が提出されてから審理手続が終了するまでの間	○		○	審査庁の指定する場所 (写しの交付 白黒10円／1枚、カラー20円／1枚)	警察本部警務部監察官室 043-201-0110
35	道路交通法第51条第9項、第10項、第22項	保管車両一覧簿、保管積載物一覧簿	保管した車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号等	関係者	保管を始めた日から起算して5日を経過した日から14日間	○			当該警察署及びボリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
36	道路交通法第81条第3項	保管工作物等一覧簿	保管した工作物又は物件の名称又は種類、形状及び数量等	関係者	保管を始めた日から起算して14日間	○			当該警察署	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
37	道路交通法第81条の2第3項	保管転落積載物等一覧簿	保管した工作物又は物件の名称又は種類、形状及び数量等	関係者	保管を始めた日から起算して14日間	○			当該警察署	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
38	道路交通法第82条第3項	保管工作物等一覧簿	保管した工作物又は物件の名称又は種類、形状及び数量等	関係者	保管を始めた日から起算して14日間	○			当該警察署	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
39	道路交通法第83条第3項	保管工作物等一覧簿	保管した工作物又は物件の名称又は種類、形状及び数量等	関係者	保管を始めた日から起算して14日間	○			当該警察署	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
40	遺失物法第7条	拾得物件一覧簿	受理番号、物件の種類及び特徴、拾得日時、拾得場所	関係者	拾得物件の差出を受けた日から3ヶ月間	○			各警察署会計課	警察本部総務部会計課 043-201-0110